

## 包括信用購入あっせんの業務を行う事業における経済安全保障推進法の 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説

- 本解説は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）第3章の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度について、導入等計画書の事前届出等に関する事項等を解説するものです。本解説は、簡潔な記述をしている箇所がありますので、届出等を行うに当たっては関係法令等も併せて確認してください。
- 本解説は今後も随時改訂していくものとなりますので、最新のものを確認いただくようお願いいたします。

### 1. 特定社会基盤事業者の指定

Q1-1. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業を行う者に対する特定社会基盤事業者の指定基準とは、どのような基準ですか。

登録包括信用購入あっせん業者等（登録包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者）であって、現年度の直前の3年度のいずれかの末日において、現に締結しているクレジットカード等会員契約の数が1,000万以上かつ年間信用供与額が4兆円以上である者となります。一のクレジットカード等会員契約が二以上の登録包括信用購入あっせん業者等との間で締結されている場合にあっては、当該契約及びこれに関する信用供与額は、契約当事者である各登録包括信用購入あっせん業者等の契約の数及び年間信用供与額に算入されます。なお、年度とは、登録包括信用購入あっせん業者等の事業年度にかかわらず4月1日から翌年3月31日までをいいます。

包括信用購入あっせんの業務を行う事業を行う者として特定社会基盤事業者の指定を受けた者は、毎年度6月末日までに経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年経済産業省令第41号。以下「主務省令」という。）様式第11による報告書により、当該年度の直前の3年度の末日において現に締結しているクレジットカード等会員契約の数及び年間信用供与額を経済産業大臣に報告する必要があります。

Q 1-2. クレジットカード等会員契約の数には、法人向けや個人事業主向けクレジットカードの会員契約の数も算入されますか。

クレジットカード等会員契約とは、登録包括信用購入あっせん業者等とカード等の交付又は付与を受ける者との間のクレジットカード等購入あっせんに係る契約をいいます。法人向けクレジットカード及び個人事業主向けクレジットカードの会員契約もクレジットカード等会員契約に該当しますので、クレジットカード等会員契約の数に算入されます。

Q 1-3. クレジットカード等会員契約の数には、家族カードや付随カードの会員契約も算入されますか。

クレジットカード等会員契約とは、登録包括信用購入あっせん業者等とカード等の交付又は付与を受ける者との間のクレジットカード等購入あっせんに係る契約をいいます。家族カードや付随カードの会員契約は、それらのカードに付随される基本カードのクレジットカード等会員契約に付随するもので、クレジットカード等会員契約の数には算入されません。

Q 1-4. 年間信用供与額には、翌月1回払い（マンスリークリア）によるカード利用額も算入されますか。また、カード年会費や手数料は算入されますか。

年間信用供与額とは、クレジットカード等会員契約に基づきクレジットカード等購入あっせんに係る方法により購入された商品等の対価の各年度の総額をいいます。したがって、翌月1回払いによるカード利用額も年間信用供与額に算入されますが、カード年会費及び手数料は算入されません。

Q 1-5. 年間信用供与額には、家族カードや付随カードの利用額も算入されますか。

年間信用供与額とは、クレジットカード等会員契約に基づきクレジットカード等購入あっせんに係る方法により購入された商品等の対価の各年度の総額をいいます。家族カードや付随カードの利用額は、基本カードのクレジットカード等会員契約に基づきクレジットカード等購入あっせんに係る方法により購入された商品等の対価として年間信用供与額に算入されます。

Q 1-6. 一のクレジットカード等会員契約が二以上の登録包括信用購入あっせん業者等との間で締結されている場合とはどのような場合ですか。

二以上の登録包括信用購入あっせん業者等がいずれもカード等の交付又は付与を受ける者との間のクレジットカード等会員契約の契約当事者となっている場合をいいます。

これに対し、クレジットカード等会員契約の契約当事者は一の登録包括信用購入あっせん業者等のみであり、当該登録包括信用購入あっせん業者等が他の登録包括信用購入あっせん業者等との間で、クレジットカード等会員契約とは別に業務委託等の契約を締結しているときはこの場合に該当しません。

Q 1-7. 特定社会基盤事業者として指定を受けていない登録包括信用購入あっせん業者等について、特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度との関係で留意することはありますか。

登録包括信用購入あっせん業者等のうち、現年度の直前の3年度のいずれかの末日において、現に締結しているクレジットカード等会員契約の数が750万以上かつ年間信用供与額が3兆円以上の者（既に包括信用購入あっせんの業務を行う事業を行う者として特定社会基盤事業者指定されている者を除きます。）は、毎年度6月末日までに主務省令様式第11による報告書により、当該年度の直前の3年度の末日において現に締結しているクレジットカード等会員契約の数及び年間信用供与額を経済産業大臣に報告する必要があります。一のクレジットカード等会員契約が二以上の登録包括信用購入あっせん業者等との間で締結されている場合にあっては、当該契約及びこれに関する信用供与額は、契約当事者である各登録包括信用購入あっせん業者等の契約の数及び年間信用供与額に算入されます。

なお、年度とは、登録包括信用購入あっせん業者等の事業年度にかかわらず、4月1日から翌年3月31日までをいいます。

## 2. 特定重要設備

Q 2-1. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業の特定重要設備に共通する情報処理システムとはどのようなものをいいますか。

情報処理システムとは、情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第2条第3項に定義する「情報処理システム」である、電子計算機及びプ

プログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいいます。

なお、包括信用購入あっせんの業務を行う事業の特定重要設備に該当する情報処理システムは、クレジットカード決済の承認（オーソリゼーション、取引認証）に関するものに限定されるものではありません。

Q 2 - 2. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業の特定重要設備として、主務省令でクレジットカード等会員契約に関する業務を処理し、又はクレジットカード等会員契約に関する情報を一元的に管理する機能を有する情報システムと記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

いわゆる基幹業務に関する設備として、カード等の利用者に関する情報を一体的に管理する設備がこれに該当します。

Q 2 - 3. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業の特定重要設備として、主務省令で包括信用購入あっせん関係受領契約の締結に先立って、カード等の交付又は付与を受けた者であることの確認を行う機能を有する情報システムと記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

いわゆる取引認証に関する設備として、クレジットカード番号等の通知が真正な利用者によるものかの適切な確認を行う設備（ACS（Access Control Server）、TSP（Token Service Provider）等）がこれに該当します。

Q 2 - 4. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業の特定重要設備として、主務省令で包括信用購入あっせん関係受領契約の申込みに関する情報を送受信する機能を有する情報システムと記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

いわゆる決済電文受理に関する設備として、カード等の利用の承認の要請に関する情報を加盟店から受信し、承認又は否認を加盟店に送信し、かつ、他の特定重要設備で処理するために情報を保持する設備がこれに該当します。

Q 2-5. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業の特定重要設備として、主務省令で主務省令第1条第11号ハの情報（包括信用購入あっせん関係受領契約の申込みに関する情報）に基づき、クレジットカード番号等の不正な利用又はそのおそれを検知する機能を有する情報システムと記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

いわゆる不正利用検知に関する設備として、カード等の利用の承認の要請に関する情報について、不正利用であるかを検知するための設備がこれに該当します。

他方で、不正利用の発見に資するものであったとしても利用者が利用履歴を確認することを可能にする機能のみを有する設備はこれに該当しません。

Q 2-6. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業の特定重要設備として、主務省令で主務省令第1条第11号イ及びハの情報（クレジットカード等会員契約に関する情報及び包括信用購入あっせん関係受領契約の申込みに関する情報）に基づき、包括信用購入あっせん関係受領契約の申込みを承諾するかどうかの確認を行う機能（同号へに掲げる機能（代行信用照会等）を除く。）を有する情報システムと記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

いわゆる信用照会に関する設備として、カード等の利用の承認の要請に関する情報について、当該利用情報及び包括信用購入あっせん業者が保有する利用者に関する情報（極度額、有効期限等）に基づき、利用の承認又は否認を判断する設備がこれに該当します。

Q 2-7. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業の特定重要設備として、主務省令で主務省令第1条第11号ホに掲げる機能（信用照会）を有する情報処理システムが一時的に停止する場合その他の必要な場合において、当該情報処理システムに代わり、包括信用購入あっせん関係受領契約の申込みを承諾するかどうかの確認を行う機能を有する情報システムと記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

いわゆる代行信用照会等に関する設備として、カード等の利用の承認の要請に関する情報について、利用の承認又は否認を判断する機能等を代行する設備がこれに該当します。

### 3. 構成設備

Q 3-1. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業の構成設備とは、どのようなものをいいますか。

業務アプリケーション、オペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバーその他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、その機能が毀損し、または不正な操作を受けることにより、包括信用購入あっせんの業務を行う事業の特定重要設備の機能に関する業務の遂行に直接の支障を生ずるものをいいます。

なお、主務省令第1条第11号ロ又はへに掲げる機能（取引認証及び代行信用照会等）に関する特定重要設備については、オペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバーは構成設備に該当しません。

Q 3-2. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業の構成設備として、主務省令で業務アプリケーションと記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

特定社会基盤役務の用に供されるプログラムがこれに該当します。

Q 3-3. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業の構成設備として、主務省令でオペレーティングシステムと記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

ハードウェアの動作を直接制御する機能を有するソフトウェアが該当し、仮想化ソフトウェアを含みます。

Q 3-4. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業の構成設備として、主務省令でミドルウェアと記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

オペレーティングシステムと業務アプリケーションの中間に位置するソフトウェアがこれに該当します。

Q 3-5. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業の構成設備として、主務省令でサーバーと記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

メインフレーム、データベースサーバーなど、他のコンピュータにファイルやデータ、プログラム等を提供するハードウェアがこれに該当します。

#### 4. 導入

Q 4-1. 既に導入された特定重要設備の設備や部品の交換が、特定重要設備の導入の事前届出の対象となるのはどのような場合ですか。

設備や部品の交換が、特定重要設備自体の交換に相当する場合や、特定重要設備の機能に関係する変更である場合などは特定重要設備の導入に該当し、特定重要設備の導入に関する導入等計画書の届出が必要となります。

なお、「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説」第1部：制度の解説のとおり、設備や部品の交換が重要維持管理等として他の者に行わせる際に事前届出が必要となる場合や、構成設備の主務省令で定める変更として変更後の報告が必要となる場合があります。

Q 4-2. 特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

「特定重要設備の機能」とは、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用をいいます。また、特定重要設備の機能に関する変更とは、一般には、導入等計画書に記載した機能自体の変更（新たな作用の追加、作用の一部の除去、異なる作用への転換）に加え、その作用を変更しなくとも、その作用の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラムを変更する場合があります。

特定重要設備の機能に関する変更については、特定重要設備及びその機能の実態に即して判断することになりますが、例えば以下のようなものが考えられます。

- (1) システム統合に伴う変更
- (2) オープン化・クラウド化・共同化に伴う変更
- (3) 業務アプリケーションのプログラム言語の変更

- (4) データーセンター移転に伴う変更
- (5) システム更改に伴う変更
- (6) 保守切れ（EOS/EOL 等）による設備一括更新
- (7) OS又はミドルウェア、業務アプリケーション（パッケージ）のメジャーバージョンアップに伴う変更 等

一方、例えば、日常的なバグ修正等のプログラムのアップデートやそれに伴うプログラムの変更のほか、故障等での単独の機器交換は、それ単独では特定重要設備の機能に関係する変更には該当しません（特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用に影響を及ぼす場合は除きます。）。

特定重要設備の機能に関係する変更への該当性について判断が難しい場合には、お早めに事前相談窓口にご相談ください。

## 5. 重要維持管理等

Q5-1. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業についての他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合には具体的にどのような行為が該当しますか。

特定重要設備の運用の委託や不具合・故障への対応、部品交換、プログラムの更新等の保守点検の委託がこれに該当します。

## 6. 届出事項

Q6-1. 導入等計画書等における「特定重要設備の名称」及び「構成設備の名称」とは何を記載する必要がありますか。

「特定重要設備の名称」及び「構成設備の名称」の欄には、同一の種類の特  
定重要設備または構成設備から導入を行い、又は重要維持管理等を行わせる  
特定重要設備および構成設備を特定する事項（品名又は型番号等）を記載  
します。

特定社会基盤事業者又は供給者において独自に開発、構築又は構成されて  
いるなどの理由により品名又は型番号等が存在しない特定重要設備及び  
構成設備については、特定社会基盤事業者又は供給者において当該特定  
重要設備又は構成設備を特定するために内部管理上使用している名称を、  
同一の種類と区別して特定できる程度に記載してください。



Q 6 - 2. 導入等計画書等における「特定重要設備を設置する場所」とは何を記載する必要がありますか。

「特定重要設備を設置する場所」の欄には、特定重要設備を導入した際に当該特定重要設備を配置する場所を、少なくとも都道府県名（国外に所在する場合はこれらに相当するもの）までを記載します。

包括信用購入あっせんの業務を行う事業の特定重要設備である情報処理システムの設置されるデータセンター等の所在地が「特定重要設備を設置する場所」に該当します。

Q 6 - 3. 導入等計画書等における特定重要設備の導入の「時期」とはどの時点を記載する必要がありますか。

特定重要設備の導入の「時期」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点を原則として年月日まで記載します。具体的な時点が未定である場合には予定年月を記載した上で、「(予定)」と併せて記載することができます。

法第 53 条第 1 項及び第 2 項に定める経過措置期間の適用についても、当該導入の「時期」が経過措置期間終了前であるかをもって判断します。

なお、「予定」としていた時期や期間を変更する場合や、その時期や期間が確定した場合（届出書から「予定」の文言を削除するとともに、確定した年月日に変更を行う場合）には、法第 54 条第 4 項に基づく報告が必要となります。

Q 6 - 4. 構成設備が主務省令第 1 条第 11 号ロ又はへに掲げる機能（取引認証及び代行信用照会等）に係るものである場合に、様式第 4(1)による導入等計画書の 4. 構成設備に関する事項(1)概要の「構成設備の種類」、「構成設備の名称」又は「構成設備の機能」として記載が必要な情報を特定重要設備の供給者が経済産業大臣に直接提出するためにはどのような手続が必要ですか。

特定重要設備の供給者が、主務省令第 1 条第 11 号ロ又はへに掲げる機能（取引認証及び代行信用照会等）に係るものである構成設備に関する「構成設備の種類」、「構成設備の名称」又は「構成設備の機能」の情報を経済産業大臣

に直接提出しようとする場合は、次のような流れとなります。様式第5(1)による緊急導入等届出書についても同様です。

- (1) 特定重要設備の供給者は、あらかじめ、どの構成設備に関するどの情報を直接提出することとするかを、特定社会基盤事業者に報告します。
- (2) 報告を受けた特定社会基盤事業者は、当該供給者から経済産業大臣に直接提出される情報があること及びその情報がどの構成設備に関するどの情報であることを経済産業省に報告します。
- (3) 特定社会基盤事業者は、経済産業省に報告した旨及び構成設備ごとにこれを特定するため自らが付与する番号である構成設備番号を当該供給者に通知し、その通知を受けた後に、当該供給者は当該構成設備番号とともに経済産業大臣に情報を提出します。
- (4) 当該供給者は、情報を提出後、速やかに特定社会基盤事業者に対し、提出した旨を報告します。その報告を受けた後に、特定社会基盤事業者は、経済産業大臣に対して導入等計画書の届出を行います。このとき、導入等計画書の構成設備番号欄に当該構成設備番号を記載し、経済産業大臣に直接提出済みの情報については当該情報を記載すべきであった箇所に「直接提出済」等の記載を行って提出することが可能です。

導入等計画書の記載事項を充足しているかは、この直接提出された情報も考慮した上で判断されることとなります。そのため、例えば導入等計画書に「直接提出済」と記載して届け出た場合であって当該記載に係る情報が提出されていない場合には、当該導入等計画書は記載事項を充足していないこととなります。

特定重要設備若しくは構成設備の供給者又は重要維持管理等の委託若しくは再委託の相手方等に関する情報を経済産業大臣に直接提出するための手続については「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説」第1部：制度の解説をご参照ください。

Q 6 - 5. 主務省令第 1 条第 11 号ロ又はへに掲げる機能（取引認証及び代行信用照会等）に係るものである構成設備に関する「構成設備の種類」、「構成設備の名称」又は「構成設備の機能」の変更について、様式第 7(1)、様式第 8(1)又は様式第 10 による変更の届出又は報告を行う場合に、当該構成設備に対し先立って付与された構成設備番号があるときは、当該届出又は報告に当該構成設備番号の記載は必要ですか。

特定社会基盤事業者以外の者が、経済産業大臣に直接提出することができる情報について変更をする場合、当該変更をする者が当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書面を経済産業大臣に直接提出することができます。

質問に記載の場合において、構成設備を追加する変更以外の変更であり、当該変更に係る構成設備に対し先立って付与された構成設備番号があるときは、特定社会基盤事業者は、様式第 7(1)又は様式第 8(1)においては「(3)変更の内容」欄中に、様式第 10 においては「3. 変更の内容」の「構成設備番号」の欄中に、それぞれ当該構成設備番号を記載します。

その他の手続については Q 6 - 4 に準じた手続により、構成設備番号の付与及び記載並びに経済産業省への提出を行います。

## 7. リスク管理措置

Q7-1. 包括信用購入あっせんの業務を行う事業分野において、リスク管理措置の導入⑭・重要維持管理等⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

※内閣府の技術的解説参照

国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、割賦販売法（昭和36年法律第159号）となります。

また、国際的に受け入れられた基準のうち、特定重要設備の安全基準に関し供給者及び委託の相手方等に一律に適用されるものとして想定される基準はありません。ただし、供給者又は委託の相手方等がクレジットカード情報を扱う事業者である場合には、PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）に準拠していることがこれに該当します。